

お客様に喜んで
いただくために

司法書士の 仕事

土地の相続登記にかかる 登録免許税の免税措置について

平成30年度税制改正により、土地の相続登記にかかる登録免許税の免税措置が創設されました。

所有者不明土地問題研究会によれば、長期間にわたり相続登記がされておらず、所有者が誰なのかすぐには分からない「所有者不明土地」が全国的に増加しており、その総面積は、九州の面積よりも広い410万ヘクタールに達するとされています。

所有者が分からない土地は、適切な管理がされていないことも多く、景観や衛生上の問題で近隣の住民に迷惑がかかり、土地を活用する上でも、多くの問題を抱えています。

そこで、これらの問題を解消する方策のひとつとして、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間、

次のふたつの場合に、相続による土地の名義人変更登記を申請するときは、登録免許税を免税とする措置が設けられました。(なお、通常は、相続による土地の名義変更には、土地評価額の0.4%の登録免許税が課せられます)

まずひとつめは、土地の所有者Aが死亡し、相続・遺贈によりその土地の所有権を取得したBが相続登記をしないうちに死亡し、Cが所有権を取得した場合、AからBに土地の所有権を移転する登記の登録免許税が免税となります。AからCに名義変更するため、場合によってはAからB、BからCに所有権を移転するための2回分の登録免許税を払う必要がありました。令和3年3月31日までは1回分の登録免許税で所有権移転登記ができるということです。

筆者プロフィール

司法書士 岩井 将(いわい しょう)
司法書士法人 大分司法事務所 大分市城崎町2丁目2番21号
TEL.097-532-7055 FAX.097-532-7094 <http://osj.oita.jp/>

